

『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 5 巻  
公衆衛生学 動物看護関連法規 動物愛護・適正飼養法規』  
(改訂第 2 版第 1 刷)  
正誤表

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社 EDUWARD Press

2024 年 5 月 31 日作成

頁	記事タイトル	該当箇所	誤	正
P25	第 2 章 5	右下から 2 行目	世代間隔 (serial interval)	世代間隔 ( <b>generation interval</b> )
P25	第 2 章 5	下から 1 行目	潜伏感染期 (latent period または pre-infectious period)	<b>感染性待ち期間</b> (latent period または pre-infectious period)
P26	第 2 章 5	図 1-2-4 内	世代間隔	<b>発症間隔</b>
P26	第 2 章 5	図 1-2-4 内	潜伏感染期	<b>感染性待ち期間</b>
p. 50	第 3 章 2. 4 . クリミア・コンゴ出血熱	右 上から 13 行目	○病原体：ブニヤウイルス科	○病原体： <b>ナイロウイルス科</b>
P55	第 3 章 8. 日本脳炎	左段 8 行目	○診断：患者の組血清について、抗原測定を行う。	○診断：患者の組血清について、 <b>抗体</b> 測定を行う。
P. 58	第 3 章 2. 13. リフトバレー熱	左 4 行目	○病原体：リフトバレー熱ウイルスはブニヤウイルス科	○病原体：リフトバレー熱ウイルスは <b>フェヌイウイルス科</b>
P. 58	第 3 章 2. 14. ハンタウイルス感染症	右 12 行目	○病原体：両者とも、ブニヤウイルス科	病原体：両者とも、 <b>ハンタウイルス科</b>
P125	第 3 章 演習問題	解答 問 7 解説文最終行	有鉤条虫は中間宿主の牛肉の生食により感染する	有鉤条虫は中間宿主の <b>豚肉</b> の生食により感染する

P144	第4章2	左上から8行目	● そのほか、青梅、ビワ等の有毒成分である青酸配糖体やバレイショ（ジャガイモのこと）の芽または緑色部分（有効成分はソラニン、チャコニン等）などが、植物性自然毒である。	● そのほか、青梅、ビワ等の有毒成分である青酸配糖体やバレイショ（ジャガイモのこと）の芽または緑色部分（有毒成分はソラニン、チャコニン等）などが、植物性自然毒である。
P154	第4章6	左下から8行目	腸管出血性大腸炎（EHCH）	腸管出血性大腸炎（EHEC）
P273	演習問題	1行目	第3章公衆衛生行政法規 演習問題	第5章公衆衛生行政法規 演習問題
p. 284	第6章2. その他に関連する法律	右 下から10行目から7行目	なお、麻薬施用者免許については、医師、歯科医師または獣医師でなければ免許を受けることができない（法第2条）	なお、麻薬施用者免許については、医師、歯科医師または獣医師でなければ免許を受けることができない（法第3条2項）
P. 284 ～285	第6章2. その他に関連する法律 麻薬及び向精神薬取締法	右 下から3行目から次ページ左1行目	なお、麻薬管理者免許については、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師でなければ免許を受けることができない（法第2条）。	なお、麻薬管理者免許については、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師でなければ免許を受けることができない（法第3条2項）。
P308	第1章1	右下から6行目	● また、第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修を、1年に1回以上受けさせなければならない（法第22条第3項）。	該当箇所削除
P353	第3章7	左下から1行目	● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁長官にその旨を報告しなければならない（3項）。	● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁長官にその旨を報告しなければならない（4項）。